第１号訪問事業所の運営規程

○○△△ホームヘルプセンター運営規程（第１号訪問事業）

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する○○△△ホームヘルプセンター（以下「事業所」という。）が行う第１号訪問事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　第１号訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　○○△△ホームヘルプセンター

２　所在地　●●市◇町１－１－１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

１　管理者１名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

２　サービス提供責任者　２名（常勤兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する第１号訪問事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

３　訪問介護員等

訪問介護員等は、第１号訪問事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　　月曜日から土曜日までとする。日曜日及び祝日は営業しない。ただし、12月30日から１月５日までを除く。

２　営業時間　９時から17時までとする。

サービス提供時間は、６時から22時までとする。

３　電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容）

第６条　第１号訪問事業の内容は次のとおりとする。

１　身体介護

２　生活援助

（利用料等）

第７条　第１号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、横須賀市訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）事業実施要綱が定める基準によるものとし、当該第１号訪問事業が代理受領サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。詳細は別添料金表のとおり。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う第１号訪問事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

　　　なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

　　　通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道分１キロメートルあたり○○円

　　交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市△△行政センター管内の全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　訪問介護員等は、第１号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（相談・苦情対応）

第10条　事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防訪問介護計画に位置づけた第１号訪問事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故発生時の対応）

第11条　事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２　当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

３　当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条　事業所は、非常災害に備えるため、地震等非常災害に対処するための計画を作成し、消防等についての責任者を定め、年２回以上、避難訓練その他必要な訓練を行うとともに、非常災害が発生した際もその事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第13条　第１号訪問事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど

常に衛生管理に十分留意するものとする。

２　第１号訪問事業に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年１

回以上の健康診断を受診させるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条　事業所は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修採用後○か月以内

（２）　継続研修年　○　回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、第１号訪問事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は○○法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。